

第2号被保険者 (40~64歳) の保険料

現在、加入している医療保険の種類により保険料率が決まっています。

健康保険などに加入している人

給与（標準報酬月額）を基準に各医療保険ごとに決められている介護保険料率に応じて計算され、医療保険料と一緒に給与から引き去ります。（原則として、本人・事業主2分の1の割合で負担）

鳥取市の国民健康保険に加入している人

国保に加入している第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料は、国保の保険料と一緒に世帯主が支払います。



デイサービスセンターでのレクリエーションのようす

対象となる人

受給している年金額が、年額十八万円未満の人
老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給等のみ受給している人
年途中で資格取得した人など

支払い方法

七月から翌年の二月までの八回払いです。七月上旬に納付書を送付しますので、七月から翌年二月までの八回に分けて金融機関に支払っていただくか、七月に全期分をまとめて支払っていただきます。

便利で安心な口座

振替をご利用ください

あなたが指定した口座が

ら、各納期に自動的に支払われるので納め忘れがなく安心です。

口座振替のメリット

納期ごとに金融機関に出向く手間が省けます。一度手続きをすれば、毎年継続されます。

手続きは、あなたの指定

される金融機関、郵便局窓口で行ってください。

持参するもの

預金通帳

印鑑（通帳に押印しているもの）

介護保険被保険者証、または納入通知書

保険料を支払わなかったら？

＜第1・2号被保険者＞

納期を過ぎた保険料には、督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り保険料を滞納すると次のような措置を受ける場合があります。

介護保険給付が償還払いになります。

サービスを利用した時点で、自己負担分の1割だけで

なく、いったん全額支払い、後日九割を払い戻します。（申請が必要です）

滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことがあります。

また、長期間にわたり滞納した場合には、その期間に応じて一定の期間サービス費用の自己負担額が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

保険料を支払えない場合は？

＜第1号被保険者＞

災害などの特別な事情により保険料を支払えない場合は、申請により一定期間の支払猶予または減免を行います。ご相談ください。

問い合わせ先＝高齢社会課（☎203174）